

資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての
意見・情報の募集について

令和 6 年 10 月
水 産 庁

第 1 今回の変更事項

変更事項 1 : 「別紙 2-1 くろまぐろ（小型魚）」

変更事項 2 : 「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」

※ 上記の変更は、令和 6 年 7 月に開催された WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会において合意された以下①～④の措置が同年の WCPFC 年次会合において採択された場合に限り行うものとする。また、水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会による「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について（案）（第 11 回「くろまぐろ部会」資料 3）」に係るとりまとめ結果等を受けて、必要な調整を行う場合がある。

- ① くろまぐろ（小型魚）10 パーセント増枠及びくろまぐろ（大型魚）50 パーセント増枠
- ② 漁獲枠の未利用分の繰越率の上限を 17 パーセントとする特例措置の一般ルール化（年限なく適用）
- ③ くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への漁獲可能量の振替に当たっての特例措置（くろまぐろ（小型魚）の漁獲枠を 1.47 倍してくろまぐろ（大型魚）に振替可）について、適用上限を撤廃し、一般ルール化（年限なく適用）
- ④ 0 歳魚（2 キログラム未満）の漁獲が増えないよう努めること

第 2 今後のスケジュール（予定）

10 月 24 日から 11 月 22 日まで：パブリックコメントの実施

12 月上旬：水産政策審議会に諮問

12 月下旬～1 月上旬：官報掲載

【変更事項１】「別紙２－１　くろまぐろ（小型魚）」

1 変更の趣旨

（１）令和６年７月に開催されたＷＣＰＦＣ北小委員会においてくろまぐろ（小型魚）１０パーセント増枠及びくろまぐろ（大型魚）５０パーセント増枠等が合意されたことを受け、水産政策審議会の下に設置された「くろまぐろ部会」において令和７管理年度以降の国内配分の考え方について審議が行われているところ、「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について（案）（第１１回「くろまぐろ部会」資料３）」及びこれに係る議論を踏まえて変更を行う。

（２）主な変更は以下のとおり。

ア 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- ・ 都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準の変更
- ・ 各都道府県への配分の基準の変更
- ・ 国の留保の上限に係る規定（漁獲可能量の１５パーセント）の削除
- ・ 国の留保からの配分について、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には都道府県を優先する旨の規定の追加

イ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- ・ ０歳魚（２キログラム未満）の漁獲が増えないよう努めることとする我が国のコミットメントを担保するための規定を新設。

（３）その他、管理年度の項について、用語の変更を行う。

2 変更内容の概要

変更後	現行
第１（略）	第１（略）
第２ 管理年度 大臣管理区分 １月１日から同年１２月末日まで <u>都道府県</u> ４月１日から翌年３月末日まで	第２ 管理年度 大臣管理区分 １月１日から同年１２月末日まで <u>知事管理区分</u> ４月１日から翌年３月末日まで
第３～第５（略）	第３～第５（略）
第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) <u>都道府県（全体）</u> 及び大臣管理区分への配分 <u>の基準</u>	第６ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １ 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) <u>漁獲可能量</u> の都道府県及び大臣管理区分への <u>基礎的な配分並びに国の留</u>

令和 3 管理年度から令和 5 管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という。）を用いることを基本として配分するものとする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、同一の大臣管理区分、又は都道府県の令和 6 管理年度の当初の大臣管理漁獲可能量又は都道府県に配分する数量に相当する数量（4 に基づき行う過去の超過分の差し引きや、くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への漁獲可能量の振替の処理を行う前の数量。以下この別紙において「基礎配分」という。）を下回る大臣管理区分及び都道府県にあっては、基礎比率を用いて算出した数量に代えて基礎配分とすることを基本とした上で、必要な調整を行う。

(削る。)

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和 6 管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（4 に基づき行う過去の超過分の差し引きや、くろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への漁獲可能量の

保

国の留保は、漁獲可能量の 15 パーセントを超えない数量とする。

都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、W C P F C で合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、W C P F C で合意された基準年（平成 14 年（2002 年）1 月 1 日から平成 16 年（2004 年）12 月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成 22 年（2010 年）1 月 1 日から平成 24 年（2012 年）12 月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、瀬戸内海に面する大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに漁獲実績を基準

振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。）を下回る都道府県にあっては都道府県別基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行う。

さらに、国は、以下の①から⑤に掲げる上乘せ又は追加配分のために当初において一定の数量を確保し、調整するものとする。

(当初に上乘せするもの)

① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が1トン未満となる都道府県に対して上乘せするもの

② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が少ない都道府県に対して上乘せするもの

③ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差し引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分に上乘せするもの

(管理年度中に追加配分するもの)

④ 管理年度中の漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの

⑤ 国全体の漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消化率が高い都道府県に追加配分するもの

として配分した場合に漁獲可能量が0トンとなる都道府県に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

(削る。)

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

(1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の 10 パーセントとする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。

(2) 都道府県の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の 10 パーセントとする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、W C P F Cで合意された繰越率を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2 (略)

3 漁獲可能量の繰越分について

(1) 大臣管理区分の管理年度の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち、各大臣管理区分ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量の 10 パーセント (W C P F Cで合意された繰越率が 10 パーセント未満の場合には、その率) とする。残りの未利用分については、国が留保するものとする。

(2) 知事管理区分の管理年度の終了に伴い確定した都道府県別漁獲可能量の未利用分のうち、各都道府県ごとに翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該未利用分が発生した管理年度の当初に設定された各都道府県の都道府県別漁獲可能量の 10 パーセント (W C P F Cで合意された繰越率が 10 パーセント未満の場合には、その率) とする。残りの未利用分及び当該管理年度が終了した時点での国の留保の総量は、W C P F Cで合意された繰越率を

4 (略) 5 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとし、<u>前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。</u> 第7 (略) 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>令和6年(2024年)のWCPFC北小委員会等において、小型魚の増枠後も0歳魚(2キログラム未満)の漁獲をWCPFCで合意された基準年(平成14年(2002年)1月1日から平成16年(2004年)12月末日まで)の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、国及び都道府県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。</u> 第9 (略)	上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。 4 (略) 5 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。 第7 (略) 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>該当なし。</u> 第9 (略)
---	---

【変更事項 2】「別紙 2-2 くろまぐろ（大型魚）」

1 変更の趣旨

- (1) 令和 6 年 7 月に開催された W C P F C 北小委員会においてくろまぐろ（小型魚）10 パーセント増枠及びくろまぐろ（大型魚）50 パーセント増枠等が合意されたことを受け、水産政策審議会の下に設置された「くろまぐろ部会」において令和 7 管理年度以降の国内配分の考え方について審議が行われているところ、「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について（案）（第 11 回「くろまぐろ部会」資料 3）」及びこれに係る議論の結果を踏まえて変更を行う。
- (2) 主な変更は以下のとおり
- ・ 都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準の変更
 - ・ 各都道府県への配分の基準の変更
 - ・ 国の留保の上限に係る規定（漁獲可能量の 10 パーセント）の削除
 - ・ 国の留保からの配分について、前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には都道府県を優先する旨の規定の追加
- (3) その他、管理年度の項について、用語の変更を行う。

2 変更内容の概要

変更後	現行
第 1（略）	第 1（略）
第 2 管理年度 大臣管理区分 1 月 1 日から同年 12 月末日まで <u>都道府県</u> 4 月 1 日から翌年 3 月末日まで	第 2 管理年度 大臣管理区分 1 月 1 日から同年 12 月末日まで <u>知事管理区分</u> 4 月 1 日から翌年 3 月末日まで
第 3～第 5（略）	第 3～第 5（略）
第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) <u>都道府県（全体）及び大臣管理区分への配分の基準</u> <u>漁獲可能量のうち令和 6 年（2024 年）の W C P F C における我が国の漁獲上限に相当する数量については、国</u>	第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) <u>漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保</u> <u>国の留保は、漁獲可能量の 10 パーセントを超えない数量とする。</u> <u>都道府県及び大臣管理区分への基</u>

の留保を除いた数量を、令和3管理年度から令和5管理年度の管理年度ごとの大臣管理区分又は都道府県の漁獲実績の比率の平均値（以下この別紙において「基礎比率」という。）を用いることを基本として配分するものとする。

残りの漁獲可能量については、国の留保を除いた数量を基礎比率によらず、都道府県に配慮して配分する。また、大臣管理区分間での配分については、基礎配分からの増加量及び増加率を考慮し、必要な調整を行う。

(削る。)

(2) 各都道府県への配分の基準

基礎比率を用いて配分することを基本とする。

ただし、基礎比率を用いて算出された数量が、令和6管理年度の当初の都道府県別漁獲可能量に相当する数量（4に基づき行う過去の超過分の差し引きやくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）への漁獲可能量の振替等の処理を行う前の数量。以下この別紙において「都道府県別基礎配分」という。）を下回る都道府県にあっては都道府県別基礎配分とすることを基本とした上で必要な調整を行う。

さらに、国は、以下の①から⑦に掲げる上乗せ又は追加配分のために当初において一定の数量を確保し、調整

礎的な配分は、WCPFCで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、WCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成27年（2015年）4月1日から平成30年（2018年）3月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が1トン未満となる都道府県に対しては、必要最小限の混獲管理のための漁獲可能量を配分し、配分量が20トン未満となる都道府県（近年漁獲実績がない都道府県を除く。）に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

するものとする。

(当初に上乘せするもの)

- ① 混獲管理を目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が1トン未満となる都道府県に対して上乘せするもの
- ② 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が少ない都道府県に対して上乘せするもの
- ③ 第2管理期間及び第3管理期間の超過分の差し引きにより、基礎比率が低くなる都道府県への影響緩和を目的として、該当する都道府県に対し基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分に上乘せするもの
- ④ 都道府県別漁獲可能量を超えないよう漁獲量を管理する困難さを緩和することを目的として、基礎比率を用いて算出された数量又は都道府県別基礎配分が、平成27年度(2015年度)から令和5年度(2023年度)の各年度の最大漁獲実績を下回る都道府県に対して上乘せするもの

(管理年度中に追加配分するもの)

- ⑤ 管理年度中の漁獲可能量の融通を促進することを目的として、前管理年度に未利用分を譲渡した都道府県に追加配分するもの
- ⑥ 国全体の漁獲可能量の有効利用を目的として、前管理年度の消

<u>化率が高い都道府県に追加配分するもの</u> ⑦ <u>くろまぐろ（小型魚）の漁獲を削減することを目的として、漁獲の対象をくろまぐろ（小型魚）からくろまぐろ（大型魚）へ転換するための国が定める枠組みに参加する漁業者に対するものとして追加配分するもの</u> （削る。） 2 （略） 3 漁獲可能量の繰越分について 前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、W C P F Cで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の 10 パーセントとする。ただし、第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区分及び第5の5のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管	<u>(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮</u> <u>経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。</u> 2 （略） 3 漁獲可能量の繰越分について 前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、W C P F Cで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの当初の都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の 10 パーセント（<u>W C P F Cで合意された繰越率が 10 パーセント未満の場合には、その率</u>）とする。ただし、第5の1のくろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、当該管理区
---	---

理を行う区分)の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセントとする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度において第6の6の規定により第5の1のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量(以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。)は、第5の5のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする(当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量でもって追加配分をする。) 残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。 4 (略) 5 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとし、<u>前管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰越しに係る留保を配分する際には、都道府県を優先するものとする。</u> 6 (略) 第7～第9 (略)	分及び第5の5のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う区分)の当初の大臣管理漁獲可能量の合計の10パーセント(WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率。以下この別紙において「繰越上限の特例の数量」という。)とする。また、当該繰越数量のうち、前管理年度において第6の6の規定により第5の1のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分された数量(以下この別紙において「前管理年度繰り入れ数量」という。)は、第5の5のくろまぐろ(大型魚)大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)の大臣管理漁獲可能量に追加配分することとする(当該繰越数量が前管理年度繰り入れ数量に満たない場合はその満たない数量で、<u>前管理年度繰り入れ数量が前管理年度の繰越上限の特例の数量を超える場合は当該繰越上限の特例の数量でもって追加配分をする。</u>)。 残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。 4 (略) 5 国の留保からの配分について 国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。 6 (略) 第7～第9 (略)
--	--

